

愛知県土地区画整理組合連合会助成要綱

令和5年5月8日

要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県土地区画整理組合連合会規約（以下『規約』という）第3条の業務を会員が実施する事業に対して、助成金を交付し、土地区画整理組合の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(助成金)

第2条 助成金の額は、会員が保留地を円滑に処分するために必要な次の各号のいずれかに該当する費用とし、各年度の予算の範囲内において、常任参与会で協議のうえ定めるものとする。

(1) 住宅フェア、住宅展、住まいづくりフェア等の催事への参加

次に掲げる費用について、1催事あたり総額10万円を限度に定めるものとする。

ア 催事に会員が参加した場合、会場借り上げ費の全額。

イ 来場者に配布する飴、風船等の購入費の全額。

ウ 上記を円滑に進めるために必要な備品（看板、パンフレット置き場用の棚、景品に必要な機材類、その他）は会員の申し出を受けて貸し付ける。

(2) 保留地の円滑な処分に特に効果があると認められるもの

次に掲げる費用について、年間総額10万円を限度に定めるものとする。

ア 民間の不動産サイトへの保留地情報掲載に要する費用の全額。

イ その他、常任参与会で認められた費用。

(助成金の交付)

第3条 この要綱により助成金の交付を受けようとする会員は、助成金交付請求書（第1号様式）を諸活動事業の完了後60日以内に会長あてへ提出しなければならない。

なお、実績報告書（第2号様式）を添付するものとする。

(助成金の支払い)

第4条 会長は、前条の既定に基づく助成金交付請求書の提出があったときは、その内容を審査したうえで、請求書の提出を受けてから30日以内に助成金を交付する。

なお、支払いは、銀行等への口座振り込みを原則とする。

(助成金の取り消し等)

第5条 助成金の交付を受けた会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の取り消し、又は助成金を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) その他不正行為があったとき。
- (3) 法令等の規定により認可を取り消されたとき。
- (4) 組合の解散認可日より以前に退会したとき。

(委任)

第6条 この要綱で定めるほか、必要な事項等は、常任参与会で定める。

附則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月7日から施行する。

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

(様式 1)

令和 年 月 日

愛知県土地区画整理組合連合会助成金交付請求書

愛知県土地区画整理組合連合会
会 長 杉 浦 弘 高 殿

△土地区画整理組合連合会、□組合
会 長又は理事長 ○○ ○○

○○○活動事業に要した費用の一部又は全額を助成金として、交付を受けたいので、愛知県土地区画整理組合連合会助成要綱第 3 条に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 活動事業費 金□□□円
- 2 交付請求額 金△△△円
- 3 口座振込先

金融機関名			
預金種類	普通	口座番号	
口座名義人			

(様式2)

令和 年 月 日

愛知県土地区画整理組合連合会助成金実績報告書

愛知県土地区画整理組合連合会
会 長 杉 浦 弘 高 殿

△土地区画整理組合連合会、□組合
会長又は理事長 ○○ ○○

○○活動事業を実施しましたので愛知県土地区画整理組合連合会助成要綱
第3条に基づき実績報告書を提出します。

- 1 活動実施日 令和 年 月 日・令和 年 月 日
- 2 活 動 場 所 ・ ・ ・ 会場等、チラシ等の配布先等
- 3 ○○活動事業の内容
 - ・活動状況の写真（2～3枚程度）を添付。
 - ・印刷物は、資料（写し可）を添付。
 - ・民間の不動産サイトへの保留地情報掲載資料等を添付。
- 4 領収書
 催事主催者及び会社等の領収書（写し可）を添付。